

公益社団法人計測自動制御学会
会費細則（案）
（現行会費細則（旧）対照）

旧	新
〈社団法人計測自動制御学会会費細則〉	〈公益社団法人計測自動制御学会会費細則〉
平成 11(1999). 7. 27 (理事会制定) 平成 11(1999). 9. 14(理事会改正) 平成 11(1999). 9. 17(総会承認)	2010 年(平成 22 年)1 月 28 日 特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会 理事会制定 2010 年(平成 22 年)2 月 24 日 特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会 総会承認
(目的)	(目的)
第1条 本細則は、本会定款第 12 条に基づき、 会費の金額及び納入方法を定める。	第 1 条 この細則は、定款第 7 条に基づき、会費 の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。
(会費)	(会費)
第2条 会員は、毎年次の会費を前納するものと する。 1. 正 会 員 11,000 円 2. 賛助会員 (年額 1 口 80,000 円)1 口以上 3. 学生会員 5,500 円 4. 名誉会員 不要 2. 新入の会員は、入会申込時に年額を 納入するものとする。 3. 理事会の承認により、限定された対 象及び期間につき、特別会費を定めるこ とができる。	第 2 条 会員は、次の会費（年額）を納入しなけ ればならない。名誉会員及び永年会員は、定款 第 7 条 2 号の定めにより、会費の支払の義務が 免除される。 正会員 11,000 円 フェロー会員 11,000 円 名誉会員 免除 永年会員 免除 学生会員 5,500 円 賛助会員（年額 1 口 80,000 円）1 口以上 2 理事会の承認により、限定された対象及び期 間につき、特別会費を定めることができる。 (会費の納入時期) 第 3 条 会員は、毎事業年度開始前までに会費年 額の全額を納入しなければならない。 (途中入会の会費及び納期) 第 4 条 事業年度の途中で入会した会員の当該事 業年度の会費は、入会希望月により月割りで計 算した額を納入することができる。 2 前項の規定にかかわらず、賛助会員において は、入会承認月が上半期（1 月から 6 月まで） の場合は年額の全額とし、下半期（7 月から 1 2 月まで）の場合は年額の半額とする。 3 新たに会員になろうとするものは、入会申込 時に第 1 項で定める会費の全額を納入しなけれ ばならない。 (会費の減免) 第 5 条 理事会は、次に該当する個人会員につい ては、第 2 条の規定にかかわらず、会員からの 申請があった場合、会費の一部の免除を議決す

公益社団法人移行認定関連規程案【会費細則】

(細則の改廃) この細則の改廃は理事会および総会の議決を経るものとする。 (附則) 1. 本細則は平成 11 年 9 月 17 日から実施する。	ることができる。 (1) 正会員として 10 年以上の会員歴がある (2) 年齢が満 60 歳以上である (3) 常勤職から引退している (4) 申請時までの会費が完納になっている 2 関連学術団体との交流協定等により会費の減免の定めがある場合は、会員からの申し出により会費の一部の免除または還元を議決することができる。 3 会費の減免及び還元は重ねて受けることはできない。 (細則の改廃) 第 6 条 この細則の改廃は理事会及び社員総会の議決を経るものとする。 附 則 1. 本細則は、2010 年(平成 22 年)1 月 28 日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定され、同年 2 月 24 日の総会で承認されるが、公益社団法人計測自動制御学会の登記設立をもって施行される。
--	---